様式第２２号

|  |
| --- |
| 鉱泉浴場経営（異動）申告書年　　月　　日　　　堺市長　殿特別徴収義務者　住所（所在地）　　　　　　　　 　　　　　　　　氏名（名　称）（代表者氏名）電話番号　　堺市市税条例第８６条の６の規定により、鉱泉浴場の経営について次のとおり申告します。 |
| 申告区分 | □ 開始　　　　□ 休止　　　　□ 廃止　　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 経営開始又は異動年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 鉱泉浴場の所在地 | 堺市 |
| 施設の名称 | （フリガナ） |
|  |
| 施設の種類 | □ 一般公衆浴場□ 物価統制令に基づく統制額を入湯料金としている　□ 物価統制令に基づく統制額以外の入湯料金を設定している□ その他の公衆浴場□ ホテル、旅館又は簡易宿所□ 条例第８６条の２第１項第６号に該当する施設□ その他 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 施設の利用区分 | □ 宿泊を伴う利用　　　　　□ 宿泊を伴わない利用 |
| 宿泊を伴わない入湯に係る料金 | □ 常に1,000円未満である□ 常に1,000円以上又は1,000円以上の場合がある※いずれの場合も消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。 |
| 担当者 | 所属部署氏名電話番号 |  |

注意

１　この申告書は、経営の開始の場合はその前日までに、休止若しくは廃止の場合又は申告した事項（担当者に関する事項を除く。）に異動があった場合はその日から７日以内に提出しなければなりません。

２　該当する項目にチェックを記入してください。

３　経営の開始又は申告した事項（担当者に関する事項を除く。）に異動があった場合は、次に掲げる書類を必ず添付してください。

(1) 温泉分析書の写し

(2) 入湯に係る料金の額がわかる資料（施設の利用区分が宿泊を伴わない利用の場合に限る。）